# 2007 年度「JFA メンバーシップ制度基本還元金」概要説明

## 1.配分に関する基本的な考え方

従来(2006年度基本還元金)の配分総額に加え、約1億円を増額する。

#### 2.項目

- A.登録還付金
- B.【都道府県】交付金
- C.【 地 域 】交付金
- D.【都道府県】インセンティブ

## 3.配分基準

## A.登録還付金

2007年度のチーム/監督/選手登録料実績の25%を都道府県協会に還付する。

## B.【都道府県】交付金

## 基準額

都道府県協会に対して一律250万円。

## 地域事情考慮

北海道・・・北海道(地域)を4県分と判断し、3県分の750万円を追加。

沖縄県・・・交通・地理的事情を勘案し、150万円を追加。

沖縄県協会の役員(理事長・種別/専門委員会)は、年間で延べ30~40回、会議のために九州本土へ出張する。一回の往復交通費は、約5万5,000円のため、5万円×30回=150万円を基準として追加する。

#### 組織基盤

組織基盤として、法人格・事務局・常勤事務局体制の3項目を設ける。

#### 《法人格》

法人格を有する都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として100万円。

都道府県協会は、JFA に法人格取得を証明する書類(登記簿謄本・設立許可証のコピー等)の届け出を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

尚、年度の途中で法人化した場合は、法人格取得月より、以下の通り支給する。

4月~6月:100万円

7月~9月:75万円

10月~12月:50万円

1月~3月:25万円

#### 《事務局》

<u>事務所・PCを所有し、事務業務を行う体制にある</u>都道府県協会に対して、事務局補助として50万円。

#### 《常勤事務局体制》

<u>常勤事務局体制の整備されている</u>都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として 150万円。

都道府県協会は、JFA に申請を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

常勤事務局体制とは、以下の4項目が全て整備されている事を指すものとする。

- □ 対象者として原則、<u>専務理事/理事長・副理事長(法人の場合は常務理事)</u>・<u>事務局</u> <u>長</u>の役職および「JFAスポーツマネジャー」の資格(SMC修了生)を有する人材が1名 以上いる。
- □ 対象者は協会事務局の実務の中心であり、JFA のカウンターパートとなっている。
- □ 対象者は原則として週 5 日間、事務局の業務時間中(原則 9 時半 ~ 18 時)にフルタイムで勤務している。
- □ 対象者は勤務に対する対価を給与として所得しており、原則としてその報酬は本人 の主たる収入となっている。

尚、年度の途中で常勤事務局体制が整備された場合は、該当月より、以下の通り支給する。 (年度の途中で常勤事務局体制に変更が生じ、該当しなくなった場合は、下記の金額を参 考にしながら、JFA にて対処を決定する。)

4月~6月:100万円

7月~9月:75万円

10月~12月:50万円

1月~3月:25万円

### 事業規模

都道府県協会の<u>2006 年度収支決算における収入金額</u>に応じて、以下の通り段階配分にて 支給する。

## 審判

都道府県協会の2006年度審判登録数に応じて、以下の通り段階配分にて支給する。

0 人~500 人未満: ············ 0 円 500 人以上~2 千人未満: ·········· 10 万円 2 千人以上~5 千人未満: ········· 20 万円 5 千人以上~1 万人未満: ········ 30 万円 1 万人以上~1 万 5 千人未満: ······· 40 万円 1 万 5 千人以上~: ······· 50 万円

## 指導者

都道府県協会の<u>2006 年度指導者登録数</u>に応じて、以下の通り段階配分にて支給する。

0 人~250 人未満: ··········· 0 円 250 人以上~500 人未満: ·········· 10 万円 500 人以上~1 千人未満: ······· 20 万円 1 千人以上~2 千 500 人未満: ······ 30 万円 2 千 500 人以上~4 千人未満: ····· 40 万円 4 千人以上~: ······ 50 万円

## Jクラブ

Jクラブを有する都道府県協会に対して、それらのクラブの諸活動への対応資金としてJ1 は50万円・J2は25万円を基準に、そのクラブ数に応じた金額を支給する。

□強化育成資金(都道府県協会:100万×47FA)は、JFAとしての予算原資は確保するが、基本還元金の項目から除外し、指導普及の施策関連補助(技術委員会/技術部管理)に移行する。

#### C. 【地域】交付金

地域への交付金総額の枠を2,900万円として考える。

#### 基準額

地域協会に対して一律 150 万円。

### 地域内 都道府県数 考慮

- 2,900 万円から、基準額の総額(1,350 万円)および強化育成資金の総額(900 万円)を差し引いた650 万円を、地域内の都道府県数に応じて配分。
- □上記に基づくと、1 都道府県あたり13万円となる。(北海道地域は4県分に換算)
- □強化育成資金(地域協会:100万円×9FA)は、JFAとしての予算原資は確保するが、基本還元金の項目から除外し、指導普及の施策関連補助(技術委員会/技術部管理)に移行する。

#### D.【都道府県】インセンティブ

2,000 万円を原資として、都道府県協会の<u>登録選手数/人口比・登録チーム数の増加率・登録</u> 選手数の増加率に応じて配分する。

# 登録選手数/人口比・・・インセンティブ配分総額の 50%を配分

- ・ <u>各都道府県の人口(</u>総務省が発表する人口推定に基づく)に対する<u>前年度(2006 年度)末</u> の登録選手数の比率に応じて支給する。
- □1,000 円未満は四捨五入

## |登録チーム数の増加率|・・・インセンティブ配分総額の 25%を配分

- ・ <u>前々年度(2005年度)末</u>に対する<u>前年度(2006年度)末</u>の<u>登録チーム数の増加率</u>に応じて 支給する。
- ・ 減少した場合は、増加率 0%(インセンティブ=0 円)として扱う。
- □1,000 円未満は四捨五入

#### |登録選手数の増加率|・・・インセンティブ配分総額の 25%を配分|

- ・ <u>前々年度(2005年度)末</u>に対する<u>前年度(2006年度)末</u>の<u>登録選手数の増加率</u>に応じて支 給する。
- ・ 減少した場合は、増加率 0%(インセンティブ=0 円)として扱う。
- □1,000 円未満は四捨五入

以上